



はなしょうぶ

Hanasyobu

Vol.323

H27.1月
冬号

 三重県労福協

<http://www.mie-rofkyo.jp>

✉ mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp

- 発行所●
一般社団法人
三重県労働者福祉協議会
津市栄町一丁目891
- 編集責任者●
松林 弘
- 編集者●
市川 景子

取材におつきあい
いただいた方



尾鷲
地区



尾鷲市職員労働組合

こちらの組合の特長から教えて下さい。

中野さん: 尾鷲市職では、管理職以外は、ほとんどの職員が組合に入っています。現在、管理職を務める人たちも約8割が組合経験者。ですから組合の話を持って行っても、すぐに理解してもらえるし、揉め事になるようなこともありません。そういう意味で私たちも動きやすいです。日々の業務としては、各課で問題が起こっていないか聞いてまわっていますが、何かあれば間に入って動きかけるなど、対処を行うようにしています。後は、共済や保険の加入について等、他の組合と同様の業務等も行っています。

組合主催のイベントはありますか？

西村さん: はい。毎年、年明けの御用始めの頃に、旗開きを行っています。この日は、杵と臼を使って朝から餅つきです。組合員主体のイベントですが、例年、子どもたちも参加して、つくたての餅を自分たちで丸めては、嬉しそうにほおばっています。大人たちはその間、他の課の人と話すなど、普段はできない課を越えた交流を楽しんでいますね。それと、何年も中断していたんですが、今年は、久しぶりに組合でバス旅行を企画し、一泊二日で、浅草・横浜・鎌倉と観光してきました。

尾鷲からバスで？!

でも、随分たくさん観光地をまわれたんですね。

西村さん: 朝6時に出発して、走れるだけ走ったけど、そんなに遠くは感じなかったですよ。車中でビールを飲み過ぎた人がいたから、トイレ休憩が多かったけど、それさえなければ、もっと早く浅草に着いていたかも(笑)。それはさておき、家族や個人、友達同士での参加と色々でしたが、皆さんに楽しんでもらえたようです。若い組合員の皆さんがこうしたイ

ベントが終わった後にお礼も兼ねて挨拶に来てくれたりするのが嬉しいですね。

組合活動でご苦労なさっていることはありますか？

中野さん: 苦労ということではないんですが、給与に関する相談については、頭を痛めることが多いですね。職場で意見を聞いて回っても、やはり給与に関する相談や悩みが多い。というのも、今の若い職員たちは、就職してからずっと給与が下がり続けているんです。公務員の場合、がんばれば給与が上がるというわけではないので、各職員も仕事をする上でのモチベーションを保つのが難しいという面はあると思います。組合の方でも要望書を出したりしているんですが、今の世の中の経済状況もあり、なかなか難しいというのが現状ですね。

今後の活動目標を教えてください。

西村さん: 各課を頻繁にまわって、いろんな意見を聞いた上で、こういう活動をしたいという要望に応えたいですね。こちらが主導するのではなく、組合員皆さんの希望から活動を決めていけるようになると理想的だと思っています。



尾鷲市職員労働組合事務所は
市役所裏にあります



セカンドライフは楽しく 65歳雇用延長で考える ライフプランセミナー

勤労者地域づくり等参画支援事業実行委員会主催、三重県労協が実施する「65歳雇用延長で考えるライフプランセミナー」が県下3ヶ所で開催されています。

60歳で定年、それから先は雇用延長として働き、65歳で年金受給開始、しかし、この5年間の生活は定年を迎えるまでと大きく異なります。現行の再雇用を含む雇用延長制度では、1年毎の契約更新となり、月例賃金も大幅にダウンすることが主流となっています。このセミナーでは、定年後に必要な年金・雇用保険等の基礎知識（賃金・年金・失業保険などの関係）を学んでいただき、さらには、少子高齢化社会が進展することにより、生涯現役で働き続けることで、健康・自立・活動を促し、生涯現役社会実現に取り組む、厚生労働省委託、三重県社会保険労務士会、「生涯現役社会実現環境整備事業」との共催、三重県シルバー人材センター連合会の協力を得て、定年後のキャリアアップや生活を考える内容としています。すでに四日市会場では41名、松阪会場では56名の方々にご参加いただき開催いたしました。



★四日市会場 2014年11月15日(土) 終了いたしました。
★松阪会場 2014年12月6日(土) ありがとうございました！
★尾鷲会場 2015年1月24日(土)
13時30分～尾鷲市中央公民館にて

セミナーと同時に 年金等に関する相談会を実施しています。

セミナーの当日、年金等に関する相談会を開催しています。
社会保険労務士が個別の相談に対応いたします。

2014年度「福祉事業推進強化月間」

三重県労協・東海労金・全労済・住宅生協の事業支援強化のお願い

2014年度福祉事業推進強化月間(8月～12月)を踏まえ、三重県労協では初めての取組みとなる連合三重を構成している産業別組織を訪問いたしました。この取組みは中央労協の「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」(10月～11月)を受け、三重県労協独自の行動として、労働運動としての労働者福祉運動を推進することを基本に、各事業団体の推進機構である、東

海労金三重運営推進会議議長、全労済地区運営委員長、住宅生協地区推進委員長各位の協力を得て、各産業別組織に対し「事業支援強化」のお願いと引き続きの協力を要請いたしました。

事業支援強化に関する取組み4項目の内容は以下の通りです。

1. 貴組織が策定する定期大会議案書の中に、自主福祉活動の一環として、労協運動の推進、労金・全労済・住宅生協事業の推進に関する運動方針への記載をお願い申し上げます。
なお、すでに記載いただいている組織につきましては、引き続き、「労働者自主福祉運動の推進」への協力をお願い申し上げます。
2. 2014年度「福祉事業推進強化月間」(8月～12月)の取組み及び三重県労協が展開する「共助の輪を拡大する運動(会員拡大)」について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
3. 三重県においては地震災害想定や台風、豪雨、雪害などの被害が多発しており、組合員の生活や財産を守るために、自然災害に備えた共済への加入促進、万が一に備えた貯蓄推進、安心・安全の家づくりに対する取組みの強化をお願い申し上げます。
4. 貴組織による組合役員・組合員を対象とする学習会・研修会等を通して、「労働者自主福祉運動の推進」について、プログラムに盛り込んでいただきますようお願い申し上げます。
また、貴組織の単組・支部・分会等に対しましても「労働者自主福祉運動の推進」について周知ならびに働きかけを行っていただきますようお願い申し上げます。
なお、資料提供・講師派遣については協力させていただきます。

以 上





「協同組合」と「株式会社」の違いはどこに？

前回号ではろうきん・全労済・住宅生協が協同組合組織であり、組合員皆さんが生活防衛・向上のために設立し運営していること、「賀川豊彦」氏の協同組合中心思想7カ条からその精神を学び、協同組合と株式会社との違いをご理解いただきました。

しかし、職場では「ろうきんでお金を借りるのと銀行で借りるとではどこが違うの?」「全労済の制度は保険会社の商品と何が違う?」「住宅生協の住宅はハウスメーカーさんの住宅とどんな違いがあるの?」と言った疑問や声を聞かれると思います。

残念ながら、表面的に違いはないと思います。なぜなら、個別の商品、制度の優位性は個人のニーズ・判断基準で比較されるからです。

ところが、協同組合と株式会社の違いは、その組織の目的や理念、運営方法などに大きな違いがあります。その違いのひとつは「協同組合は利用する組合員の平等な出資に基づき、組合員の意見を反映しながら民主的に運営・管理されている」事業体であり、株式会社は保有する株の多さでその発言力が異なるところにあります。そのふたつは「協同組合は“営利”を目的としない組織」であること、でも、組織を運営・継続する上では利益を出さな

ければいけません、その利益の使い道が株式会社とは異なります。株式会社は主に株主の配当に、協同組合は組合員への還元やよりよい社会をつくるための活動に充てられます。そして最も大きな違いは、株式会社の究極の目的は効率を高め最大限の利益を出し、株主に最大限の配当をるところにあります。協同組合はその事業を通じて「国民生活の安定と生活文化の向上に期する」、「労働者の経済的地位の向上に資する」と消費生活協同組合法や労働金庫法で定められています。

銀行や生命保険会社の利用は個人それぞれの選択肢である以上、仕方がないのかも知れません。だがそこには「助け合い・支え合う」精神は存在しません。ろうきん・全労済・住宅生協の利用を促進することで、例えば、ろうきんに預金、その預金が住宅ローンとして仲間へ、住宅生協で家を建て、その財産を全労済の火災・自然災害共済が保障する、この循環により、働く仲間が「助け合い・支え合いながら、生活を向上させるとともに、より良い社会を築く」ことができると思います。労働者福祉運動の原点がここにあります。



働く人の法律知識

～弁護士・渡辺伸二が語る労働問題あれこれ～

弁護士
渡辺 伸二



労働者派遣法「改正」の行方

11月21日、衆議院の解散より労働者派遣法「改正」法案が6月の通常国会につづき二度目の廃案となった。巨大与党が支配する国会で2度の廃案となった最大の原因は内容の酷さにある。しかし、安倍政権が同法案の上程を断念することは考えがたいので再度その問題点を整理して「次の闘い」に備えたい。

派遣法は12年に85年の制定後はじめて労働者保護の方向での改正が民主党政権下で実現したばかりだ。それを企業の使い勝手がいいように最大限規制を撤廃するというもので、約4割にも達した非正規労働者を更に増やすというのだ。「改正」案は、①常用代替防止原則と臨時的・一時的原則の廃棄及び派遣期間制限の廃止、②現行法の直接雇用（努力）義務規定の縮小・廃止、③均等待遇原則の不採用等をその内容としており労働者保護の大幅な後退を招く。

では、派遣の拡大はなぜ問題とすべきなのか？

第1に、派遣は派遣労働者の首切りが自由で雇用が不安定だ。派遣先は、派遣元との派遣契約を中途解約・更

新拒絶すれば労働者の首が切れる。派遣契約の解消には解雇権濫用法理の規制はない。第2に、正社員と比較にならない低賃金である。男性労働者に限っても、年収200万円未満が43.7%、300万円未満が72.9%（13年総務省統計）と貧困化している。第3に、雇用と使用の分離による使用者責任が曖昧な故に労働災害が多い。製造業務派遣の労災発生率は全製造業のそれに比し約1.7～2.5倍も多発している。

これらの弊害防止の為に85年の法制定当初から、派遣労働は限定的な場合に限りとして、常用代替防止原則と派遣期間制限、「派遣は臨時的・一時的な労働力の需給調整に関する対策であること」が不可欠の原則とされてきたのだ。今回の改正案は、これらの原則を全て破棄する企業の利益しか考えない安倍政権の暴走の典型である。



桑名支店運営推進委員会



桑名支店運営推進委員会は桑員地区労働者福祉協議会の理事からも選出していただき、北部・南部・員弁の各地域選出の方を加え17名で構成しています。

運営推進委員長以外に副運営推進委員長2名と推進幹事4名、推進委員10名の役員構成となっています。

例年6月に地区総会を開催し、一年間の支店推進方針等を管内の会員代表者に確認・承認していただき一年間の活動がスタートします。

節目節目に運営推進委員会を開催しながら一年間の活動を進めていますが、例年にないイベントとして今年度は桑名支店開設50周年記念キャンペーン「今、感謝を込めて！会員・地域の皆さまに支えられて」の展開も行っています。

運営推進委員会は報告・提案だけの形式から脱却すべく、資料を事前配布し一度目を通して



推進委員会風景

だくことで討議中心のブロック会議（分散会形式）で開催することとしています。ブロック会議では全ての運営推進委員の方から自分の単組での推進活動における主な取組事例や融資伸長のために各組織内でどのような取組が出来るのか、桑名支店開設50周年記念キャンペーンの内容や今後の活動予定を報告いただき情報共有と活動の確認を行い、発言しやすく、議論できる運営推進委員会として、多くの貴重な意見をいただきました。

その他の大きな行事として11月には実務担当者・書記研修会を開催していますが、今年是三事業団体が連携し【地震災害に備えるセミナー】（全労済）【賢い住まい選びセミナー】（三重県住宅生協）【女性専用セミナー】（ろうきん）を実施します。

今後は更に多くの会員に運営推進委員会活動を理解していただき、推進活動が活性化するような企画・運営こそが最も重要であるとの考えのもと、樋口運営推進委員長を中心とし、ろうきんの原点や歴史・理念・役割・存在意義など労働者自主福祉運動の中での、ろうきん運動を理解し活動を進めていきます。



ブロック会議風景

① 労組名 ② 役職名 ③ 氏名 ④ 星座 ⑤ 血液型 ⑥ 趣味や最近ハマっていること ⑦ 自己PR



- ① 東芝産業機器システム労働組合
② 執行委員長
③ 運営推進委員長 樋口 卓矢
④ うお座 ⑤ AB型

- ⑥ 海外の国を訪問すること
⑦ ろうきん運動を通じ、人と人との繋がりを深めて、働く者が助け合える活動を行っていきたいと思います。



- ① 富士通労働組合 三重支部
② 書記長
③ 副運営推進委員長 河戸 直樹
④ うお座 ⑤ B型

- ⑥ ゴルフ・旅行・スロット
⑦ 第一印象で「怖い・遊び人」と思われがちですが、実は小心者なんです(ー;)



- ① 桑員地区労働者福祉協議会
② 事務局長
③ 副運営推進委員長 川添 将美
④ おとめ座 ⑤ B型

- ⑥ 生涯野球：出来る限り長く続けたいです。
家庭菜園：季節の野菜をおいしく食べてます。
⑦ 事務局長2年目に入りました。2年目のジンクスに負けないよう、皆さんと一緒に楽しく活動していきたいです。



- ① NTN労働組合 桑名支部
② 書記次長
③ 加藤 厚司
④ いて座 ⑤ O型

- ⑥ お酒、最近はワインを片手に映画鑑賞
⑦ 組合員さんに、労働者自主福祉事業運動の重要性や必要性について勉強会を行ないながら、労金の預金募集や商品のお知らせを中心に、生活支援（助け合い）活動の取り組みを推進していきます。





- ① 東芝産業機器システム労働組合(東芝三重連合会)
- ② 副事務局長(書記長)
- ③ 藤川 武彦
- ④ いて座 ⑤ AB型

- ⑥ サーフィン・スノボ
(最近行けてないですが。)
- ⑦ 今期より運営推進委員をさせていただきます。組合員のみなさんに喜んでいただける様、がんばっていきます。よろしくお願いします！



- ① 東洋ゴム工業労働組合 桑名支部
- ② 書記長
- ③ 片桐 貴昌
- ④ いて座 ⑤ O型(20歳までA型だと思っていた)

- ⑥ 海釣り、打ちっ放し、息子とタミヤのラジコン
- ⑦ ろうさん桑名支店が、多くの方に利用していただけるようにがんばりたいと思います。



- ① 桑名市職員組合
- ② 書記次長
- ③ 岡田 浩之
- ④ むたご座 ⑤ A型

- ⑥ 山登り
- ⑦ 「ろうさん」の良さを組合員に知ってもらえるよう、がんばりたいと思います。



- ① 三重県教職員組合 桑名支部
- ② 執行委員
- ③ 石川 峰子
- ④ てんびん座 ⑤ AB型

- ⑥ 録画したドラマとアニメをマッサージ機にかかりながら、のんびり見てすごすこと。
- ⑦ ろうさんと組合員さんをつないでいけるよう、運営を推進していけるよう、微力ではありますが、がんばっていきます。



- ① ヤマザキマザック労働組合 精工支部
- ② 支部長
- ③ 伊藤 嘉泰
- ④ みずがめ座 ⑤ AB型

- ⑥ 自転車
- ⑦ 運営推進委員として、何をすべきか一度原点にもどり、組合員にとって何が必要か、又、何を求めているのかを考え、活動していきたいと思います。



- ① いなべ市職員労働組合
- ② 副執行委員長
- ③ 伊藤 宗幸
- ④ しし座 ⑤ A型

- ⑥ ものまね、お笑い、ウケ狙い、スーパーオヤジギャグ
- ⑦ 「ろうさん」さんには、日頃よりお世話になりありがとうございます。組合員のみなさんにとって、身近な存在になるよう努めたいと思います！
「イチー！」元気にやってるかい？



- ① 日立金属労働組合 桑名支部
- ② 書記長
- ③ 水口 祐継
- ④ しし座 ⑤ O型

- ⑥ スポーツ観戦
- ⑦ 組合員さんの声を聴いて、しっかり活動していきたいと思っています。



- ① 光精工労働組合
- ② 副執行委員長
- ③ 畑田 英範
- ④ さそり座 ⑤ AB型

- ⑥ ワンダーコア(腹筋マシン)をしながらおかしを食べることです。
- ⑦ 推進委員として、ろうさん推進活動をがんばっていきます。



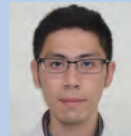
- ① 三重県職員労働組合 桑員支部
- ② 書記次長
- ③ 中村 慎弥
- ④ おひつじ座 ⑤ A型

- ⑥ 子育て(最近産まれたので)
- ⑦ 労金の運営の手助け、組合員さんへ情報をしっかりと伝えていけるよう頑張りたいと思います。



- ① 三重県建設労働組合 桑名支部
- ② 書記長
- ③ 松田 守
- ④ みずがめ座 ⑤ B型

- ⑥ 週末の農作業、多度山と石津山の山歩き。
- ⑦ ろうさんの基本理念を組合員各位に伝え、理解を深めてもらう姿勢で臨んでいます。



- ① 神戸製鋼所労働組合 アルミ・銅支部大守地区
- ② 執行委員
- ③ 浅川 亮史
- ④ みずがめ座 ⑤ B型

- ⑥ 仮面ライダー・機動戦士ガンダム
- ⑦ ろうさんのメリットを武器に、組合員の生活を助けていけるよう、推進活動に取り組んでいます。



- ① 三重県教職員組合 員弁支部
- ② 執行委員
- ③ 小川 頌太
- ④ おひつじ座 ⑤ A型

- ⑥ バレーボール
- ⑦ 推進委員として、みなさんに助けていただきながら、頑張っていきますので、宜しくお願いします。



- ① 太平洋セメント労働組合 藤原支部
- ② 書記長
- ③ 新沼 祐介
- ④ いて座 ⑤ B型

- ⑥ 子供と一緒に「妖怪ウォッチ」
- ⑦ コミュニケーションを取りながら、明るく楽しく活動していきます!! 皆さん、労組事務所へ遊びに来て下さい!

2015年2月 火災共済・自然災害共済 商品改定のご案内



全労済の 住みいる共済

〔新〕火災共済・〔新〕自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

組合員の皆さまのご要望にお応えし、火災共済・自然災害共済が新しく生まれ変わりました。
主な改定の内容をご紹介します。皆さまに新商品の魅力をご案内します。

主な商品改定の概要

火災共済

- 建物構造区分を変更しました
- 掛金を改定しました
- 保障に関する特約を新設しました
- 保障内容を改善しました
- 加入基準を改定しました
- 代理請求制度を導入しました
- 火災共済のご契約者への地震等災害見舞金のお支払い

自然災害共済

- 建物構造区分を変更しました
- 総支払限度額を引き上げました
- 掛金を改定しました
- 地震保障に大規模半壊を新設しました

火災共済

建物構造区分を変更しました

掛金を改定しました

建物構造について、現行の「木造・モルタル等」「鉄筋コンクリート」の2区分から「木造構造」「鉄骨・耐火構造」「マンション構造」の3区分に変更します。 ※すでに火災共済にご加入の皆さまには、別途、建物構造の確認をさせていただきます。

- ・新設する「マンション構造」は、「鉄骨・耐火構造」よりも掛金を引き下げ、加入しやすくなります（借家人賠償責任特約も同様）。
- ・マンション構造には「マンション構造専用風水害保障なしタイプ」を新設し、さらにお手頃な掛金とします。

◆基本契約 <旧掛金>

建物構造区分	年払い	月払い
木造・モルタル等	70円	6.0円
鉄筋コンクリート	40円	3.5円

改定

<新掛金>

建物構造区分	年払い	月払い
木造構造	70円	6.0円
鉄骨・耐火構造	40円	3.5円
マンション構造	30円	3.0円
風水害保障なしタイプ	25円	2.5円

マンショ構造専用 風水害保障なしタイプ

- ・通常掛金よりも割り引きとなります。
- ・風水害リスクの低いマンション構造向けに、風水害保障を不担保とするタイプです。
- ・風水害等にかかわる共済金は対象外となります。

※ここでは主な商品改定の概要をご紹介します。ご加入にあたってはリーフレットをご覧ください。

お問い合わせは

全労済三重県本部

(三重県労働者共済生活協同組合)まで

●三重県本部 tel.059-227-6167

●四日市支所 tel.059-354-0033

●伊勢支所 tel.0596-25-7965

●伊賀支所 tel.0595-64-7456

受付時間 平日9:00～17:00、伊賀支所は9:00～12:30、13:30～17:00(土・日・祝日、12月30日～1月3日は休業)

■出資金について(新しく組合員になられる方へ)

※全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも都道府県生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記のとおりお願いしています。 ※なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、3年以上事業を利用せず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただきますのでご注意ください。 ◇掛金の払込方法 年払いの場合…1,200円(毎月100円×12ヵ月) ◇掛金の払込方法 月払いの場合…1,000円(1回のみ)

ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。



保障のことなら 全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済三重県本部(三重県労働者共済生活協同組合)

2414B017.14.11KD



2015年、住宅生協は「設計力」と「提案力」に優れた家づくりを目指します。

提案力



設計力

インテリアコーディネーターによる
空間デザインの提案

建築家による
ライフスタイルに合わせた設計。

[掲載の室内写真は、下記夢が丘モデルハウスにて撮影した実例写真です。]

住まいの設計とは別に、内装やインテリアについて、
インテリアコーディネーターからの提案をさせていただくことも
可能です。壁紙の色やカーテンの種類、照明や家具のセレクト
など、センスの良い空間デザインが仕上がります。

自分自身のライフスタイルに合わせて家づくりをする。
そんな想いを叶えるため、三重県住宅生協では、
三重県に事務所があり、地元の風土を知り尽くした
建築家とダイレクトに話ができる家づくりを実践しています。

夢が丘 モデルハウス 「夢cafe」公開中

木の温もりを感じる“おうちcafe”



見学をご希望の方は
下記「夢が丘」まで
ご連絡ください。



家も土地も もっと身近に JSK 三重県住宅生協

～ずっと残したい家づくり、街づくり～
本部/〒514-8540 津市栄町一丁目891(三重県勤労者福祉会館1F)TEL.059-225-0851
□宅地建物取引業免許 三重県知事(14)第254号 □建設業許可 三重県知事許可(特-26)第15428号 □(公社)三重県宅地建物取引業協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟

住まいに関することなら
なんでもご相談いただけます。

新築 建替え 増改築 リフォーム 不動産仲介

北勢営業所
Jヒルズ四日市 TEL.059-334-2113 〒512-0908 四日市市坂部台二丁目7-1
四日市展示場 TEL.059-350-3355 〒510-0834 四日市市ときわ五丁目1-22
鈴鹿支所 TEL.059-379-5736 〒513-0834 鈴鹿市庄野羽山四丁目18-10

中勢営業所 夢が丘 TEL.059-233-3334 〒514-0116 津市夢が丘一丁目2-4
南勢営業所 松阪住まいの情報センター TEL.0598-25-0861 〒515-0821 松阪市外五曲町85-3
伊勢住まいの情報センター TEL.0596-29-0720 〒516-0013 伊勢市鹿海町3430-93

最新情報をチェックしたい方は即検索
三重県住宅生協 検索



使用済切手・書き損じハガキを集めています！



三重県勤労者福祉会館は、JOICFP(ジョイセフ)の信念に賛同し、支援活動に協力しております。特に家庭や職場で収集しやすい「使用済切手・書き損じハガキの収集」を行い、年に数度、皆様からご協力頂いた収集物を集約し寄贈しています。収集活動についてQ&Aでご紹介します。

Q.JOICFP(ジョイセフ)とはどのような団体ですか？

A. ジョイセフ(公益財団法人)は、途上国の妊産婦と女性の命と健康を守るために活動している日本生まれの国際協力NGOです。国連、国際機関、現地NGOや地域住民と連携し、アジアやアフリカで、保健分野の人材養成、物資支援、プロジェクトを通して生活向上等の支援を行っています。



Q.使用済み切手、書き損じハガキを収集すると何に役立つのですか？

A. 使用済み切手は取り扱い業者に引き取られ換金され、書き損じハガキは郵便局で未使用の通常ハガキと交換した後、ジョイセフの国際協力活動に賛同している企業や団体に買い取ってもらいます。そのお金は**母子保健活動資金**となり、医療従事者や助産師の育成・コミュニティヘルスワーカーの育成・クリニックの支援・医薬品の提供のために供されます。



Q.使用済み切手はどのように切り取るのですか？

A. 使用済み切手は、台紙を貼ったままの状態です。消印を切り取らないで下さい。また、日本の切手と外国の切手は分けて下さい。切手の枚数を数える必要はありません。



2,000円で
(使用済み切手約1.5kg)

ザンビアで、1人の女性が、施設で助産師の立会いのもと、安全に出産することができます。

60,000円で
(使用済み切手約45kg)

コミュニティヘルスワーカーを一人育成することができます。

その結果、緊急事態にも適切に処置することができ、また、産後のお母さんと赤ちゃんのケアもできます。介助のない出産では命を落としていたかもしれない女性と赤ちゃんの命を救うことができます。



問い合わせは…

公益財団法人**三重県労働福祉協会**

三重県勤労者福祉会館

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地
TEL:059-225-2800 FAX:059-229-6378
<http://www.mie-kinfukukyo.or.jp/kaikan/>

			1		(A)	3	
4	1		3				8
		3					
3					4	1	5
			6	9			
				1	7		
5	6				2		
			(B)	7	1		9
		8		9	5		

『はなしようぶクイズ』
(A)(B) それぞれに入る数字を答えて下さい。

●応募要項●

- ☆官製ハガキ、またはメールで答え・郵便番号・自宅住所(アパート名など正確に)・氏名・組合名・機関紙に対するご意見・ご感想を書きそえて下さい。抽選で**20名**の方に**図書カード**をお送りします。
- ☆あて先：〒514-0004 津市栄町1-891 三重県労協 「はなしようぶNo323」係
- ☆E-mail: mie-rofk@jasmine.ocn.ne.jp
- ☆締切：1月23日(金)必着
- ☆当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

皆さまからのご意見ご感想をお寄せください！

「はなしようぶ」へのご意見やご要望etc…なんでも結構ですので、お便りお待ちしております。 ご投稿いただいた個人情報は機関紙「はなしようぶ」の掲載に使用するものです。